

横浜市からのお知らせ

償却資産申告書の提出をお願いします！

提出期限は令和4年1月31日（月）です！

■固定資産税（償却資産）の申告書提出・課税に関するお問合せ先

横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）

〒231-8343 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階

Tel.045(671)4384 Fax.045(663)9347

受付時間：午前8時45分～午後5時15分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

※ 区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。

横浜市 償却資産センター

検索

■よくあるご質問

Q 申告書にはマイナンバー又は法人番号を記載する必要がありますか？

A 個人の方はマイナンバー、法人は法人番号を記載していただきます。

Q 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか？

A 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て償却資産センターに提出してください。

■お知らせ

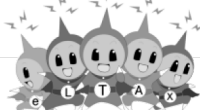
地方税法の改正により、今年度からは申告書への押印は不要となりました。

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください！

※すでに全申告の約55%が電子申告となっています。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/> もしくは、検索サイトをご覧ください。

エルタックス
eLTAX



エルタックス

検索

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、次の納付方法でご自宅から市税の納付ができます。

・スマホ決済 ・クレジット納税 ・ペイジー収納 ・口座振替

※令和3年4月からPayPay銀行、楽天銀行でペイジー納付及び口座振替が可能です。

横浜市税 納付方法

検索